

《2019年（平成31年）4月1日許可申請受付分から》 旅館業許可申請に対する審査手数料 の改定のお知らせ

平素は、本市保健衛生行政の推進に多大な御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市では、旅館業許可申請に対する審査手数料について、2019年（平成31年）4月1日以降の申請受付分から、下表のとおり改定を実施させていただきますので、御理解の程、よろしくお願いいたします。

＜旅館業許可申請に対する審査手数料の改定＞

区分		単 位	手 数 料	
			改定前	改定後
旅館業法に基づく旅館業の許可の申請に対する審査	通常一般の旅館・ホテル、簡易宿所	1 件	円 26,400	円 52,800
	スキー場や海水浴場等において特定の季節に限り、あるいは一時的に営業する施設		10,500	21,000

＜改定手数料の適用時期＞

2019年（平成31年）4月1日許可申請受付分から

＜お問い合わせ先＞

京都市保健福祉局 医療衛生センター（旅館業審査担当）
電話（075）746-7209